

臨時福祉給付金・

子育て世帯臨時特例

給付金の申請は

10月1日(水)で終了します



臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の申請は10月1日(水)(郵送の場合は当日消印有効)までです。期限を過ぎますと給付金を受け取ることができなくなり、申請がお済みでない方は、至急申請をお願いします。

最終日に申請をされる方は、可能な限り市役所の窓口にお持ちいただくか、郵送の場合はお近くの郵便局の窓口からお出しください。

やむを得ずポストに投函される場合は、ポストの最終収集時刻をご確認の上、時間内に投函をお願いします。

◆支給対象者

◆臨時福祉給付金

平成26年度の市・県民税が課税されていない方が対象です(ただし、市県民税が課税されている方に扶養されている

る方、生活保護制度の被保護者の方などは除く)。

【子育て世帯臨時特例給付金】

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

①平成26年1月分の児童手当・特例給付(※)を受給

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、児童1人あたり月額一律5千円が支給されることをいいます。

※所得制限限度額は、扶養親族の数が2人の場合、698万円(所得額)になります。くわしくはお問合せください。

※ただし、次の児童は対象外。

・「臨時福祉給付金」の対象となる児童

・生活保護制度の被保護者にあたる児童

◆申請場所・受付時間

①茂原市役所

「臨時福祉給付金」は、臨時福祉給付金事務室(5階)

「子育て世帯臨時特例給付金」は、子育て支援課(2階)

②本納支所

※①・②とも受付時間は、月9時~17時(休日を除く)

◆振り込め詐欺にご注意を!

臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金に関して、市役所などが

・ATM(金融機関等の現金自動預払機)の操作をお願いすること

・手数料の振込を求められること

は、絶対ありません。

ただし、申請後に申請書等の内容に不備があった場合などは、市役所から問い合わせの電話連絡等をする場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

お問い合わせは、

◆臨時福祉給付金に関する事

臨時福祉給付金事務室(5階)

☎21573、FAX2016105、

・子育て世帯臨時特例給付金に関する事

☎21573、FAX2016105、

子育て支援課(2階)

☎21573、FAX2016105、

子育て支援課(2階)

☎21573、FAX2016105、

子育て支援課(2階)

☎201573、FAX2016105、

子育て支援課(2階)

☎201573、FAX2016105、